加工セルロースの認可状況等

| 加工セルロース | 日本(指定年月) | 使用基準 | 米国 (21CFR) | EU(E番号)*1 | JECFA |
|------------------------|-----------|--|------------|-----------|---|
| カルボキシメチルセルロース カルシウム | (S38.7) | 使用量は、食品の2.0%以下でなければ ならない。 ただし、 カルボキシメチル セルロースカルシウム、 カルボキシメ | × | × | × |
| カルボキシメチルセルロース ナトリウム | (S27.2) | チルセルロースナトリウム、デンプン グリコール酸ナトリウム、デンプンリ ン酸エステルナトリウム及びメチル | (182.1745) | (E466) | |
| メチルセルロース | (S35.9) | セルロースの1種以上と併用する場合 にあっては、それぞれの使用量の和が 食品の2.0%以下でなければならない。 | (182.1480) | (E461) | modified celluloses の グループADI として "not specified" (1990) |
| ヒドロキシプロピルメチルセル ロース | (H15.6)*2 | 保健機能食品たるカプセル剤及び錠 剤以外の食品に使用してはならない。 | (172.874) | (E464) | |
| ヒドロキシプロピルセルロース | 今回評価依頼品目 | | (172.870) | (E463) | |
| メチルエチルセルロース | × | - | (172.872) | (E465) | |
| エチルセルロース | × | - | (172.868) | × | |
| エチルヒドロキシエチルセルロ ース | × | - | × | × | |

^{*1} SCF (EU) では、認可されている 5 種の加工セルロースについて、ADI を"not specified"と評価している (1994)。

^{*2} 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会毒性・添加物合同部会報告 (H14.7.30) において、ADI は21 mg/kg 体重/日と評価されている。